

令和5年度 第1回水戸市環境審議会 次第

日時 令和5年10月16日（月）

午後1時00分～

場所 水戸市役所4階 政策会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 市長あいさつ

4 自己紹介

5 諮 問

6 議 題

(1) 議題1 水戸市環境基本計画（第3次）策定基本方針について

(2) 議題2 水戸市環境基本計画（第2次）実施状況について

7 閉 会

【配布資料】

- 1 令和5年度第1回水戸市環境審議会次第（本紙）
- 2 水戸市環境審議会委員名簿
- 3 水戸市環境審議会条例
- 4 委嘱状（新任委員のみ）
- 5 諮問書（写し）
- 6 資料1 水戸市環境基本計画（第3次）策定基本方針
- 7 別紙 水戸市環境基本計画（第3次）策定スケジュール
- 8 資料2 水戸市環境基本計画（第2次）実施状況報告書（令和4年度）

水戸市環境審議会委員名簿

令和4年6月30日から
令和6年6月29日まで

	役 職 等	氏 名	備 考
関係機関	常陸河川国道事務所計画課 課長	須 藤 勝	
	茨城県環境政策課 課長	深 澤 敏 幸	
関係団体	水戸市住みよいまちづくり推進協議会 会長	堀 井 武 重	
	水戸女性会議 会計	豊 田 光 恵	
	水戸農業協同組合 代表理事組合長	飯 島 清 光	
	水戸商工会議所	櫻 場 誠 二	
	街を花と緑でいっぱいにする会 会長	清 野 崇	
学識経験者	茨城大学人文社会科学部 学部長	原 口 弥 生	
	筑波大学芸術系 教授	山 本 早 里	
	茨城県環境管理協会 理事長	森 島 康	
	茨城生物の会 顧問	小 菅 次 男	
	茨城県環境アドバイザー	安 昌 美	
	水戸市環境保全会議 代表	高 橋 正 道	
議員	水戸市議会議員	土 田 記 代 美	
	水戸市議会 副議長	高 倉 富 士 男	
市民	公募市民	澁 谷 史 子	
	公募市民	松 下 茂 夫	

○水戸市環境審議会条例

平成4年9月22日

水戸市条例第35号

改正 平成7年3月30日条例第10号

(題名改称)

平成23年3月25日条例第10号

平成27年3月24日条例第9号

水戸市公害対策審議会条例(昭和45年水戸市条例第50号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 環境保全対策に関する基本的事項の調査及び審議をするため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、水戸市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平7条例10・全改)

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境保全対策に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(平7条例10・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する17人以内の委員をもって組織する。

(平7条例10・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に、第2条に規定する所掌事項について調査及び研究(以下「調査等」という。)をするため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により選出し、部会の運営については、前条の規定を準用する。

5 部会において調査等を行った場合は、当該調査等の結果を審議会に報告するものとする。

(平23条例10・全改)

(関係者の出席)

第8条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(平23条例10・追加)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、生活環境部において行う。

(平23条例10・旧第8条繰下, 平27条例9・一部改正)

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平23条例10・旧第9条繰下)

付 則

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

付 則(平成7年3月30日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の水戸市公害対策審議会条例第3条の規定により委嘱された委員は、この条例による改正後の水戸市環境審議会条例(以下「新条例」という。)第3条の規定により委嘱されたものとみなす。

3 新条例第3条の規定により委嘱された委員(前項に規定する委員を含む。)の任期は、同条例第4条の規定にかかわらず、平成8年1月23日までとする。

付 則(平成23年3月25日条例第10号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

環境諮問第1号

令和5年10月16日

水戸市環境審議会
会長 様

水戸市長 高橋 靖

水戸市環境基本計画（第3次）の策定について（諮問）

本市では、平成25年度に、水戸市環境基本計画（第2次）を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

このような中、地球温暖化の深刻化や外来生物の増加など、本市の環境を取り巻く情勢は、日々大きく変化しており、一層の対応が求められております。

つきましては、SDGsの理念や国、県の計画を踏まえつつ、現計画を承継する水戸市環境基本計画（第3次）の策定について、貴審議会の御意見を賜りたく、水戸市環境審議会条例第2条の規定に基づき、諮問いたします。

水戸市環境基本計画（第3次）策定基本方針

1 計画策定の趣旨

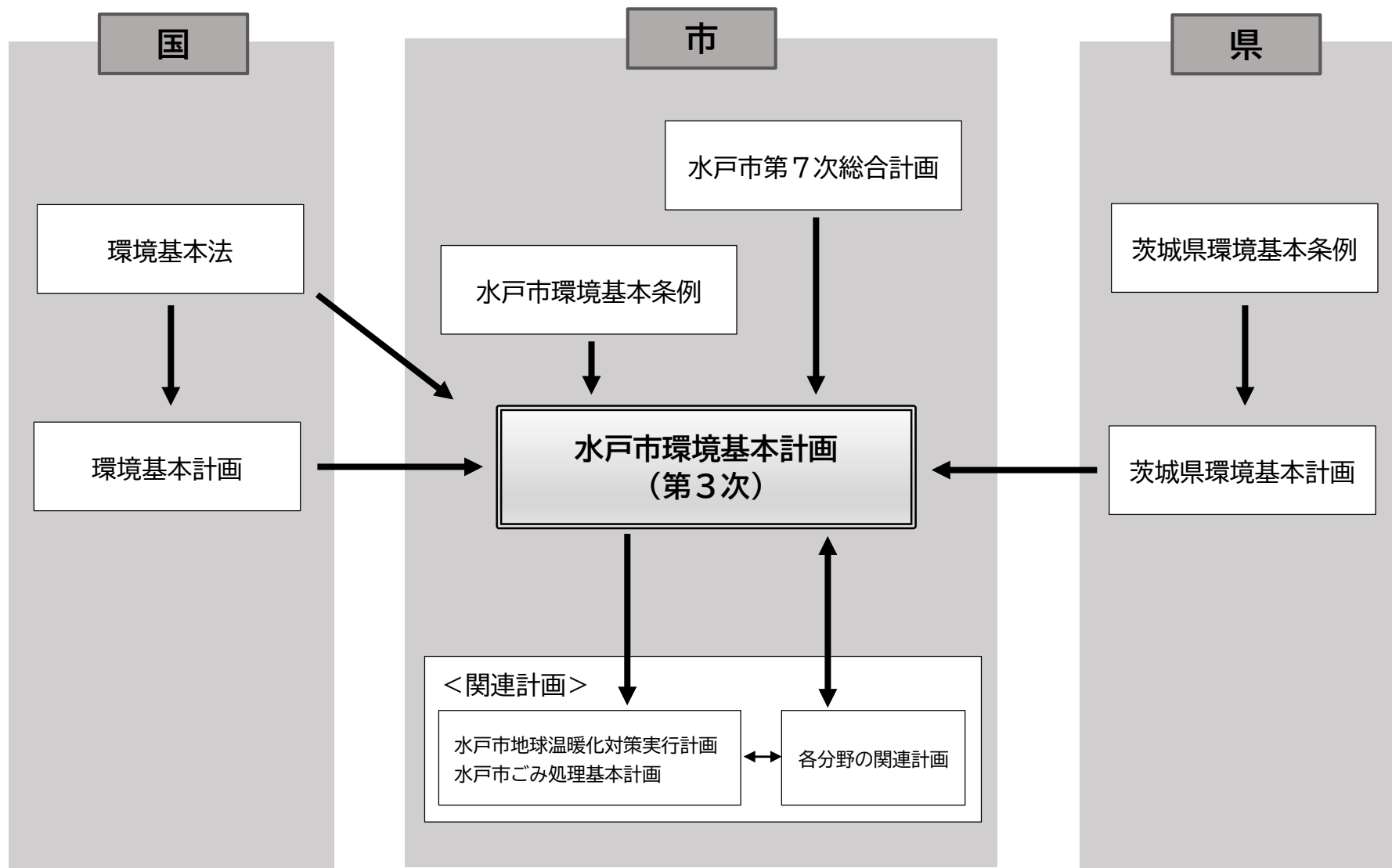
本市では、2014（平成26）年3月に、環境の保全及び創造に関する基本計画である「水戸市環境基本計画（第2次）」を策定し、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいりました。このような中、地球温暖化の深刻化や外来生物の増加など、本市の環境問題を取り巻く情勢は、日々大きく変化し続けております。

世界では、2015（平成27）年9月に持続可能な開発のための2030アジェンダが採択され、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられるとともに、気候変動に係るパリ協定をはじめ、昆明・モンテリオール生物多様性枠組の採択など、具体的な目標を掲げての取組が進んでおります。

また、国におきましては、カーボンニュートラル、循環経済、自然再興の達成と環境・経済・社会の統合的向上の実現のため、2018（平成30）年4月に閣議決定した「第5次環境基本計画」の改定作業を進めております。

このような状況から、環境問題や経済・社会情勢に対応するため、SDGsの理念や国、県の計画を踏まえるとともに、現在策定作業中の「水戸市第7次総合計画」、2023（令和5）年3月に策定した「水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）」等との整合を図りながら、現計画を承継する「水戸市環境基本計画（第3次）」を策定するものです。

【参考図】計画の位置付け



2 計画策定の基本的姿勢

水と緑に恵まれた本市の環境を将来にわたって保全し、さらに良好な環境を創造するため、次の5つの事項に係る施策について、総合的かつ計画的な推進を図ります。

(1) 地球温暖化対策の推進

創エネや省エネなど、温室効果ガス削減の取組を推進するとともに、気候変動による被害の回避・軽減に取り組む、脱炭素社会の構築を図ります。

(2) 循環型社会形成の推進

ごみの発生抑制・再使用・再資源化（3R）の取組を進め、ごみ処理に伴う環境負荷を低減し、循環型社会形成を推進します。

(3) 豊かな自然環境の保全

千波湖をはじめとする水辺環境の保全・再生とともに、土砂災害の防止や水源のかん養など、多面的な機能を有し、二酸化炭素の吸収源にもなる緑の保全・整備を推進します。あわせて、生物多様性の保全を図り、自然と共生するまちの構築を目指します。

(4) 快適な生活環境の保全

良好な大気・水・土壌環境等の保全を進め、公害の未然防止に努めるとともに、歴史的景観や自然景観の保全・形成を図りながら、まちの美化に努めるなど、市民が快適に過ごすことができる環境づくりを推進します。

(5) 市民・事業者との協働による環境保全の推進

環境活動への参加促進や環境学習・教育を受ける機会の充実を図り、人材の育成に努めながら、市民・事業者との協働による環境保全を推進します。

3 計画の構成及び期間

(1) 計画の構成

①計画の基本的事項、②現状と課題、③計画目標、④施策の展開、⑤進行体制と進行管理、⑥参考資料

(2) 計画期間

計画期間は、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とします。

※ 国，県，市の地球温暖化に係る計画の目標年度を踏まえ、2030年度までの計画とします。

※ 社会情勢の変化や制度改正等の状況を踏まえ、計画の見直しを検討します。

4 計画策定の体制等

(1) 市民参加

① 水戸市環境審議会

市民, 関係機関, 団体の役職員及び学識経験者で構成する審議会を開催し, 計画内容等の審議を行います。

② 市民アンケート調査：市民を対象に実施するアンケート調査を実施します。

③ 意見公募手続：広く市民の意見を計画に反映させるため, 意見公募を実施します。

(2) 庁内組織

① 庁議：計画（案）に係る重要事項を審議し, 計画を決定します。

② 水戸市地球環境問題対策連絡会議：策定基本方針及び計画（素案）を決定します。

③ 関係課長会議：計画（素案）及び計画（案）の策定において, 協議, 調整を行います。

5 策定スケジュール

別紙のとおり。

水戸市環境基本計画（第3次）策定スケジュール

項目・内容	年度	R 5												R 6								
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
総合計画策定スケジュール		← 骨子（素案）作成 →			← （素案）作成 →				← （案）作成 →		● 議案提出	← 特別委員会 →		● 議決（基本構想）	→ 第7次総合計画前期（R6.4～） ←							
個別計画策定（担当課作業）		↓ 主要事業の内示 ↓		↓ 主要事業以外の事業も反映 ↓		← 【基本方針の整理】 →				↓ 連絡会議（基本方針） ↓	← 【計画（素案）】（施策の方向，具体的施策） →		↓ 連絡会議 ↓	↓ 市長・副市長調整 ↓		↓ 連絡会議（意見公募） ↓	↓ 市長・副市長調整 ↓		↓ 庁議等（計画決定） ↓	↓ 委員会報告 ↓	↓ 公表・公開 ↓	
市内組織（関係課長会議）							会議			会議		会議										
附属機関（審議会）								① 諮問			② 審議		③ 審議		④ 審議	⑤ 答申						
市民ニーズ各種統計等					← 基礎調査，市民アンケート 等 →								広報みと	← 意見公募 →								

水戸市環境基本計画（第2次）実施状況報告書
（令和4年度）

計画の概要

1 計画の位置付け

水戸市環境基本計画（第2次）は、水戸市環境基本条例第10条に基づき「環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」の計画として、平成26年3月に策定しました。水戸市第6次総合計画を上位計画とした環境施策に取り組んでいくための指針となります。

2 計画の範囲

本計画の対象地域は、水戸市全域とします。

【計画の対象範囲】

対象分野	環境要素（キーワード）等
地球環境	地球温暖化，エネルギー利用，オゾン層破壊，酸性雨
資源循環	廃棄物処理，資源の枯渇，ごみの処理，リサイクル
水環境	河川・湖沼の水質，水辺空間，水の循環
自然環境	生物多様性，森林・緑地，公園
生活環境	大気汚染，水質汚濁，土壌汚染，地盤沈下，騒音，振動，悪臭，有害化学物質，放射性物質
快適環境	都市景観，歴史的資源，快適な暮らし
環境活動	情報提供，環境学習，環境教育，協働

3 計画の期間

本計画は、2014（平成26）年度から2023（令和5）年度までの10年間を計画期間とします。なお、社会経済情勢や環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを実施します。

4 年次報告

水戸市環境基本条例第8条に基づき、毎年、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、公表することとなっております。

目指すべき環境像

豊かな水と緑をみんなで作る
未来へつなぐまち 水戸



計画の実施状況

環境目標 1 地球温暖化の防止

1 指標の達成状況

環境指標	基準値	前年値	現況値	基準値からの増減	目標
	平成24年 【平成22年度実績】	令和3年度 【令和元年度実績】	令和4年度 【令和2年度実績】		令和5年度 【令和3年度実績】
市域から排出される二酸化炭素量	152.9万t-CO ₂	157.1万t-CO ₂	(算定中)	(算定中)	126.9万t-CO ₂

※ 二酸化炭素量を算出するために使用する数値を国が公表する時期の関係上、報告年度と実績年度にずれが生じる。
また、公表時期が各年度の末頃となるため、令和4年度は現時点で算出できない。

環境指標	基準値	前年値	現況値	基準値からの増減	目標
	平成24年度	令和3年度	令和4年度		令和5年度
「メガソーラーみと発電所」の発電能力(市内の家庭及び事業所等の総数)	6.3 メガワット	100.2 メガワット	111.6 メガワット	105.3 メガワット増	100 メガワット
温暖化対策に関する市民意識(温暖化対策度チェックの平均点数)	64.4点	66.3点	72.6点	8.2点増	80点
バスや鉄道などの公共交通機関が充実していると感じている市民の割合(市民アンケート)	31.7%		32.3%	0.6%pt増	40%

2 主な施策実施状況

(1) 創エネルギーの推進

■ 太陽エネルギーの利用促進

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
1. 太陽光発電等の導入の促進	住宅用太陽光発電システムの設置を促進するため、補助金の交付を行った。令和4年度の補助実績は、227件となった。 また、50kW以上の事業用太陽光発電施設について、県のガイドラインに基づき、適正な設置を促進した。	環境保全課
2. 公共施設等への太陽光発電の導入	令和4年度までに64の公共施設等に太陽光発電システムを設置した。 また、市有財産の事業者への貸付による太陽光発電を27箇所で行った。	環境保全課
3. メガソーラーみと発電所による普及促進	発電容量は、延べ111.6メガワットとなり、目標を達成した。 また、市ホームページに、発電容量や二酸化炭素の削減効果等を公表し、太陽光発電の普及を促進した。	環境保全課

■ 未利用エネルギーの利用推進

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
4. 新エネルギー利用の調査研究と普及啓発	事業者や関係機関と打ち合わせ等を行い、水素やバイオマス等の新エネルギーの情報収集に努めた。	環境保全課
5. 新ごみ処理施設における高効率発電設備の導入	余熱を利用した蒸気タービン発電を行うごみ焼却施設の建設工事が令和元年度に完了した。 発電効率の良い最新設備の導入により、年間約 60,985,800 kWh を発電し、電力会社からの買電量を削減するとともに、約 26,895t の二酸化炭素排出量を削減した。	清掃事務所
6. バイオマスエネルギー有効利用の推進	下水処理施設において、消化ガス発電設備による発電を運用継続することで、年間約 1,430,000kWh を発電し、電力会社からの買電量を削減するとともに、約 710t の二酸化炭素排出量を削減した。	下水道施設管理事務所

(2) 省エネルギーの推進

■ 省エネルギー行動の促進

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
7. チームみとエコプロジェクトなどによる省エネ行動の促進	いばらき県央地域連携中枢都市圏の事業として、構成市町村と連携してエコライフチャレンジを実施し、圏域の省エネ行動を促進した。水戸市では、451 世帯の参加があった。 また、市内の小学生を対象に、地球温暖化対策度チェックを実施し、省エネ行動を促進した。	環境保全課
8. 環境マネジメントシステム導入の促進	市補助制度等の活用を支援し、環境マネジメントシステム導入補助を行うことで、事業者の自主的な環境保全活動を促進した (ISO 等認証取得 1 件)。	商工課
9. 地産地消の普及	地場農産物利用飲食店 (水戸美味登録店) 及び農産物直売所の PR と募集活動を実施した。 また、市立小中学校の給食において、地場農産物利用拡大を図るため、関係機関と協議し、水戸市ならではの「特色ある魅力的な献立」に係る地場農産物を提供した。 秋の商工マルシェに出店し、地場農産物の PR を行った。	農産振興課
10. エコドライブの促進	市ホームページにより、エコドライブについての情報を発信することで、エコドライブの促進を図った。	環境保全課

■ 省エネルギー機器の普及促進

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
11. 市民・事業者の省エネ機器導入の促進	エコライフチャレンジや地球温暖化対策度チェックを実施し、省エネ機器の導入を促進した。	環境保全課

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
12. 公共施設の省エネルギー化の推進	市管理防犯灯のLED化に取り組むとともに、防犯灯の維持管理を行っている町内会や自治会等に対し、設置及び交換費用の一部の補助を行うなど、省エネルギー化を推進した。	生活安全課
	LED街路灯を単柱5基、共架式1基設置した。今後も、新設の街路灯についてはLED街路灯の設置を進めていくほか、既存街路灯についても、施設の長寿命化や省エネルギー化を図るため、改修を検討していく。	建設計画課
	共用灯照明器具のLED化を計画通り実施した（平須住宅8棟外4棟）。	住宅政策課
13. 建築物の省エネルギー化の促進	省エネルギー性能向上に資する対象建築物について、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく届出の義務化により、内容の審査、指導を行うことで、建築物のエネルギー消費量の抑制を図った（受理件数68件）。	建築指導課
14. 次世代エコカー等の普及促進	本庁舎駐車場に設置した電気自動車用急速充電器の利用促進を図り、次世代自動車の普及に努めた。 また、公用車として、電気自動車を1台購入した。	財産活用課
	総合運動公園及び市立競技場に設置した電気自動車急速充電設備の利用促進を図り、次世代自動車の普及に努めた。 また、市ホームページに、次世代自動車に関する情報や市施設に設置されている電気自動車充電設備の情報を集約し、普及促進を図った。	環境保全課

(3) 低炭素まちづくりの推進

■ 交通体系における低炭素化の推進

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
15. 公共交通機関の利用促進	公共交通の利用を促進するとともに、過度なマイカー利用がもたらす地球温暖化問題への意識の高揚を図るため、ノーマイカーウィーク及びエコ通勤チャレンジウィークを実施した。	交通政策課
16. 自転車の利用促進	自転車通行空間整備やノーマイカーウィークにおける自転車利用の呼びかけにより、自転車利用を促進した。	交通政策課
	水戸駅及び赤塚駅周辺に自転車等駐車を6施設設置しており、駅利用を中心とした自転車利用者に対し、利便性の向上を図り、自転車利用を促した。 また、指定管理者による利用者への各種サービスの提供により、自転車等駐車場を利用しやすい環境が整い、継続して利用する方も多いため、自転車の利用促進に寄与した。	生活安全課
	公務用として、自転車を職員に貸出し、自転車の利用促進を図った。公用車の代わりに自転車を利用することで、ガソリンの使用量を削減し、二酸化炭素の排出量の削減に努めた。	環境保全課

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
17. 都市交通の円滑化の推進	公共交通の利用を促進するとともに、過度なマイカー利用がもたらす地球温暖化問題への意識の高揚を図るため、ノーマイカーウィーク及びエコ通勤チャレンジウィークを実施した。	交通政策課
	都市計画道路を整備し、集中する交通の分散を図ることで、都市交通の円滑化を推進した。	建設計画課

■ 地域特性を踏まえた都市機能の集約

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
18. 魅力・活力集積型の都市空間整備	都市計画道路を整備し、集中する交通の分散を図ることで、都市交通の円滑化を推進した。	建設計画課
	水戸市都市計画マスタープラン（第2次）に位置付けた施策を推進した。 また、都市機能や居住機能の集積を図るため、都市機能の立地に関する立地適正化計画に基づき、適正な土地利用の誘導を行った。	都市計画課
19. 低炭素まちづくりの推進	水戸市都市計画マスタープラン（第2次）に位置付けた施策を推進した。 また、都市機能や居住機能の集積を図るため、都市機能の立地に関する立地適正化計画に基づき、適正な土地利用の誘導を行った。	都市計画課

(4) その他の地球環境の保全

■ オゾン層の減少や酸性雨への対応

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
20. オゾン層保護への対応	市ホームページやごみ分別パンフレットを活用して、家電リサイクル法の周知を行うことにより、家電4品目の適正処分を促進した。	ごみ減量課
	市有地に不法投棄された冷蔵庫やエアコンを回収し、適正な処理を行った。 また、不法投棄の防止について、広報みと及び市ホームページで啓発を図った。	廃棄物対策課
21. 酸性雨対策の推進	酸性雨調査を実施した（結果、酸性雨は確認されなかった）。 また、大気の時常監視を実施し、大気中の硫黄酸化物、窒素酸化物の排出実態を確認した（結果、環境基準以下であった）。	環境保全課

環境目標 2 循環型社会の構築

1 指標の達成状況

環境指標	基準値	現況値	現況値	基準値からの増減	目標
	平成24年度	令和3年度	令和4年度		令和5年度
1人1日当たりのごみの減量率（平成12年度比）	19.7%	27.8%	27.3%	7.6%pt 増	25%以上
リサイクル率	17.2%	27.2%	26.3%	9.1%pt 増	25%以上
不法投棄箇所数（年間通報箇所）	137箇所	102箇所	98箇所	39箇所減	80箇所
ごみの収集・処理や減量化・再資源化の対策に満足している市民の割合（市民アンケート）	49.6%		61.4%	11.8%pt 増	55%

2 主な施策実施状況

(1) ごみの発生抑制の促進

■ ごみの発生抑制の促進

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
22. 総合的な廃棄物対策の推進	水戸市ごみ処理基本計画(第3次)の進行管理及び第4次計画の策定準備に取り組んだ。	ごみ減量課
23. 家庭ごみの減量化の促進	食品ロス削減に関する行動指針で掲げた目標指標の達成に向け、施策に取り組んだ。 また、剪定枝をチップ化する粉砕機の無償貸出により、年間で2,691kgのごみ減量に繋がった。	ごみ減量課
24. 生ごみ処理機器の普及促進	生ごみ処理機及び生ごみ処理容器購入費の補助を実施した。前年と比較し、生ごみ処理容器購入に対する補助は23器、生ごみ処理機購入に対する補助は45基減少した。	ごみ減量課
25. 事業系ごみの排出削減の啓発	不適正な排出を行っている事業所に対し個別指導を行った。	ごみ減量課
26. エコ・ショップの加入及び利用の促進	市ホームページでエコ・ショップの募集を行い、加入促進を図るとともに、該当店舗の利用を促進した。	ごみ減量課
27. レジ袋削減の推進	レジ袋削減のため、10事業者32店舗と協定を結んでいるおり、レジ袋辞退率は約84.5%であった。 また、「みとコンビニスタイル24時間(MCS24)」を推進した。	ごみ減量課

(2) 資源循環の推進

■ ごみの資源化の推進

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
28. 資源物回収システムの充実	使用済小型電子機器等(小型家電)の拠点回収を実施した。今後は拠点を増やすとともに、イベントにおける回収など、回収機会を拡大する必要がある。	ごみ減量課
29. リサイクル活動の促進	市内で活動する消費者団体のリサイクル活動の支援を行った。また、NPO 法人フードバンク茨城との連携により、水戸市消費生活センター内に、「きずなBOX」を設置するなど、地球環境問題とともにリサイクルの大切さを呼び掛けた。	市民生活課
	再生品PR 及び資源回収を実施し、リサイクル活動を促進した。	ごみ減量課
30. リサイクルセンターの整備	びん、缶、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装等の分別収集に対応できる、リサイクルセンターの建設工事が令和元年度に完了した。	清掃事務所

(3) 廃棄物の適正な処理の推進

■ 適正処理の推進

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
31. ごみの適正な分別・処理の推進	「資源物とごみの分け方・出し方」及び「ごみ収集カレンダー」を作成・配布した。郵便局との包括連携協力により、「ごみ収集カレンダー」を郵便局内に設置するとともに、ごみに関する情報が入手できる市公式LINEのQRコードのステッカーを市内郵便局前ポストに張り付けた。 また、市公式LINEを活用したごみの分別及び排出方法の周知を行った。	ごみ減量課
32. 新ごみ処理施設等の整備	令和2年度に一般廃棄物第三最終処分場建設工事が完了した。	清掃事務所
33. 不適正なごみ焼却の防止	ごみの野外焼却の通報時に、現場へ赴き、行為者への指導を適切に行った。 また、広報みと、市ホームページ及びSNSによる、ごみの野外焼却の禁止を周知した。	廃棄物対策課

■ 不法投棄の対策の推進

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
34. 不法投棄防止対策の充実	不法投棄の被害が多い地域を対象として、監視カメラや看板を設置し、不法投棄の抑止に努めた。 また、不法投棄防止協力員による地域内の巡回や不法投棄を発見した際の通報により、不法投棄の早期発見・早期解決に努めた。	廃棄物対策課

環境目標3 親しまれる河川・湖沼づくり

1 指標の達成状況

環境指標	基準値	前年値	現況値	基準値からの増減	目標
	平成24年度	令和3年度	令和4年度		令和5年度
河川の生物化学的酸素要求量(BOD)に係る環境基準(※1)の達成率	7河川/8河川	8河川/8河川	8河川/8河川	1河川増	8河川/8河川
	未達成河川	-	-		
千波湖における化学的酸素要求量(COD) (千波湖中央のCOD夏季の最大値) (平成22年度)※2	26 mg/ℓ (9月)	25 mg/ℓ (9月)	20 mg/ℓ (9月)	6 mg/ℓ減	8 mg/ℓ
	最小値	5.6 mg/ℓ (12月)	5.2 mg/ℓ (12月)		
	年平均値	10 mg/ℓ	11 mg/ℓ		
生活排水処理総合普及率 (公共下水道や農業集落排水、合併浄化槽等により、生活排水を適正に処理できる人口の割合)	87.2%	92.7%	93.6%	6.4%pt増	95%

※1 【環境基準(BOD)】

A類型(2 mg/ℓ以下)	那珂川	藤井川	石川川
B類型(3 mg/ℓ以下)	湊沼川	湊沼前川	
C類型(5 mg/ℓ以下)	桜川	逆川	沢渡川

※2 平成23～24年度は震災による導水量の減少により異常値となったため、平成22年度の値を記載

2 主な施策実施状況

(1) 河川・湖沼の水質浄化

■ 生活排水対策の推進

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
35. 公共下水道事業の推進	河和田幹線、渡里幹線等の幹線工事及び河和田町、大塚町、見川町、平須町、米沢町、酒門町、杉崎町等の面整備を行った。下水道普及率は80.7%となり、前年度から0.8%pt増加した。	下水道管理課
36. 農業集落排水事業の推進	管路敷設工事1件、中継ポンプ施設工事1件を実施し、農業用水等の水質保全に努めた。	下水道計画課
37. 合併処理浄化槽の設置促進	下水処理が困難な地域における生活排水対策として、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽の撤去に対する補助を実施した。水戸市全域における生活排水処理総合普及率は、前年度末と比較し、92.7%から93.6%に向上した。	下水道計画課

■ 千波湖の水質浄化

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
38. 水質浄化対策の推進	「桜川清流ルネッサンスⅡ」の計画に基づき、千波湖の水質改善及びアオコ対策として、河川からの導水、ジェットストリーマーの運転等を実施した。 千波湖におけるCODは、年平均値で10mg/ℓとなり、昨年平均値である9.7mg/ℓより改善が見られた。	公園緑地課

(2) 親しまれる水辺環境の創造

■ 水辺の整備

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
39. 自然景観・生態系に配慮した整備	ホタル生息地である、大井戸ほたるの里（阿川湧水）の整備を市民との協働により実施するなど、自然景観・生態系に配慮したホタル生息地の整備を行った。	環境保全課
	番場池、武具池、三輪池の整備に係る調査等を実施した。次年度以降、番場池と狭間池のため池整備に係る事業を展開予定である。	農業環境整備課
40. 偕楽園公園（千波公園等）の整備	レイクサイドボウル跡地駐車場の供用開始に向け、整備を実施した。	公園緑地課
41. 市民主体のビオトープづくりの推進	千波湖環境学習会において、市民・事業者との協働でビオトープの整備を実施した。	環境保全課
	千波湖水質浄化推進協会において、造成したビオトープの修繕及び拡張を行った。市民協働により、千波湖の水質浄化対策を推進した。	公園緑地課

■ 水辺の美化・清掃の推進

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
42. 河川敷等の美化・清掃活動の促進	市民・事業者等と協力し、桜川水系クリーン作戦を実施した。76名が参加し、可燃ごみ90kg及び不燃ごみ80kgのごみを回収した。	環境保全課
	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、那珂川水系クリーン作戦は中止した。 また、独自に那珂川の清掃活動を実施する地域団体については、物品を支給した。 今後、国や近隣自治体とともに、那珂川水系クリーン作戦の実施方針について、検討していく。	河川都市排水課

(3) 水の循環と有効利用の促進

■ 水を大切にす意識の醸成

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
43. 地下水かん養の促進	自然植生回復のため、森林公園で植樹祭を実施した。	農政課
	吉沢町にてボックスカルバート整備を行い、都市下水路流下機能の改善を図った。	建設計画課
44. 雨水利用の促進	雨水貯留槽等設置の補助(29件)を行い、雨水の有効活用を促進した。	環境保全課
45. 節水についての意識啓発	小学生向け小冊子「水戸の水道」において、普段の暮らしの中で水を上手に工夫して使用方法を掲載し、節水意識の向上を図るとともに、貴重な水資源への理解を促進した。	水道総務課

環境目標 4 自然環境の保全と共生

1 指標の達成状況

環境指標	基準値	前年値	現況値	基準値からの増減	目標
	平成24年度	令和3年度	令和4年度		令和5年度
市内の都市公園の面積	297ha	313.5ha	313.5ha	16.5ha 増	330ha
エコファーマー(環境にやさしい農業に取り組む農業者)の登録者数	214人	105人	96人	118人減	270人
自然や緑に囲まれたまちづくりに満足している市民の割合(市民アンケート)	48.2%		47.4%	0.8%pt 減	55%

2 主な施策実施状況

(1) 緑の創出と活用

■ 公園・緑地などの創出

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
46. 公園・緑地の計画的な整備	東部公園(仮称)、保和苑等の整備及び街区公園・児童遊園等のリニューアル整備を実施した。 また、公園施設長寿化計画に沿った改修工事を実施した。	公園緑地課
47. 偕楽園公園(千波公園等)の整備(再掲)	レイクサイドボウル跡地駐車場の供用開始に向け、整備を実施した。	公園緑地課
48. 身近な緑の創出	緑豊かで安全な生活環境を確保するため、生垣の設置に対する補助を実施した。 また、保存樹等の指定及び奨励金の支給により、貴重な樹木や樹林の保全を図った。	公園緑地課

(2) 多様な生物を育む環境の保全

■ 自然緑地・農地の保全

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
49. 市民との協働による緑の保全	市街地北側の特別緑地保全地区について、所有者や地域住民との連携しながら保全を推進した。 また、保存樹等の指定及び奨励金の支給により、貴重な樹木や樹林の保全を図った。	公園緑地課
50. 森林公園の保全と活用	アカマツ群生地保全のため、松くい虫防除に係る薬剤地上散布、伐倒駆除及び薬剤樹幹注入を実施した。 また、ナラ枯れ被害対策として、調査及伐倒駆除を実施した。	農政課

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
51. 農地の保全	活動組織の構成員による共同活動を通じ、農地・農業用水等の資源や農村環境の良好な保全と質的向上を図ることを目的に、地域活動組織へ助成を行った。	農政課
	県と連携し、環境にやさしい農業に取り組む農業者（エコファーマー）の育成を推進した。 エコファーマーは、認定手続きが煩雑な上、価格プレミアムが付かず、農家にメリットが少ないため、販売農家が年々減少している。	農産振興課

■ 生物多様性の保全対策の推進

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
52. 水辺の生態系の保全	ホタルの再生・保全計画に係る生息環境調査、サケの遡上及び備前堀の良好な景観維持を両立する事業等を実施した。	環境保全課
	七ツ洞公園がホタル等の生息に寄与できるか地元住民と連携を取りながら経過観察した。 今後、地元住民と調整を図りながら施策を検討する。	公園緑地課
53. 自然環境調査・自然観察会の実施	水戸市芸術祭りの一環として、7月16日～17日にかけて長野県の木曾駒ヶ岳・千畳敷カール外で自然観察会を実施した。 参加者の高齢化・固定化が課題である。	文化交流課
	サケやホタルの生息状況を調査し、保護するために必要な情報の収集に努めた。 また、千波湖環境学習会開催に対する補助を行い、学習会において、自然に親しみ大切にする意識を広く啓発した。	環境保全課
	森林公園の豊かな自然環境を生かした森づくり体験等（3回）や昆虫観察会（1回）を実施した。	農政課
54. 野生鳥獣の適切な保護	有害鳥獣の及ぼす、生活被害や農業被害への影響を軽減するため、有害鳥獣捕獲を30件許可した。	環境保全課
	イノシシやハクビシン、アライグマからの農作物被害の軽減を図るため、捕獲隊による捕獲を実施した。 また、イノシシ被害防止のため、電気防護柵設置に対する補助を行った。	農産振興課

環境目標 5 良好な生活環境の確保

1 指標の達成状況

環境指標	基準値	前年値	現況値	基準値からの増減	目標
	平成24年度	令和3年度	令和4年度		令和5年度
大気汚染に係る環境基準適合状況（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素）	適合	適合	適合	—	適合
光化学オキシダント注意報の年間発令日数	0日	0日	0日	—	0日
道路交通騒音に係る環境基準達成率	100%	100%	100%	—	100%
公害・環境対策に満足している市民の割合（市民アンケート）	22.8%		27.5%	4.7%pt 増	30%

2 主な施策実施状況

(1) 大気環境の保全

■ 大気環境の監視

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
55. 大気汚染の監視	市内3箇所の測定局での測定により、大気の常時監視を行った。観測の結果、概ね環境基準をクリアした。 また、光化学オキシダント及びPM2.5の注意喚起体制を構築した。	環境保全課

■ 発生源対策の充実

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
56. 工場・事業場の調査と指導	大気汚染防止法に基づく特定施設に係る届出の受付及び審査を実施した。また、特定施設を設置する1事業所に立入調査を行い、施設の適正な運営について確認、指導を行った。	環境保全課
57. 不適正なごみ焼却の防止(再掲)	ごみの野外焼却の通報時に、現場へ赴き、行為者への指導を適切に行った。 また、不法投棄の防止について、広報みと及び市ホームページで啓発を図った。	廃棄物対策課
58. 公害防止協定の締結	大気環境の保全について、事業者が公害防止協定を適切に履行するよう指導した。	環境保全課

(2) 水環境の保全

■ 水環境の監視

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
59. 公共用水域の水質監視	16 河川・2 湖沼の水質調査を実施し、水質の分析結果を市ホームページで公表した。	環境保全課

■ 発生源対策の充実

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
60. 工場・事業場への監視と指導	水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する12事業所に立入調査をし、施設の適正な運営について確認、指導を行った。	環境保全課
61. 公害防止協定の締結(再掲)	水環境の保全について、事業者が公害防止協定を適切に履行するよう指導した。	環境保全課

■ 生活排水対策の推進(再掲)

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
62. 公共下水道事業の推進(再掲)	河和田幹線、渡里幹線等の幹線工事及び河和田町、大塚町、見川町、平須町、米沢町、酒門町、杉崎町等の面整備を行った。下水道普及率は80.7%となり、前年度から0.8%pt増加した。	下水道管理課
63. 農業集落排水事業の推進(再掲)	管路敷設工事1件、中継ポンプ施設工事1件を実施し、農業用水等の水質保全に努めた。	下水道計画課
64. 合併処理浄化槽の設置促進(再掲)	下水処理が困難な地域における生活排水対策として、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽の撤去に対する補助を実施した。水戸市全域における生活排水処理総合普及率は、前年度末と比較し、92.7%から93.6%に向上した。	下水道計画課

(3) 土壌環境の保全

■ 土壌環境の監視

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
65. 地下水水質の監視	地下水概況調査3箇所、井戸水モニタリング調査8箇所、湧水水質調査9箇所を実施し、地下水の水質の把握に努めた。	環境保全課

■ 発生源対策の充実

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
66. 土壌汚染の拡大防止の指導	土壌汚染対策法に基づく形質変更届出の受付及び審査(28件)を実施した。調査命令や要措置区域の指定等の実施はなかった。	環境保全課

(4) 騒音・振動・悪臭の防止

■ 騒音の監視

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
67. 自動車騒音の監視	一般道8路線，高速道路4地点で自動車騒音調査を実施した。いずれも要請限度内であった。	環境保全課

■ 発生源対策の充実

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
68. 工場・事業場への監視と指導	騒音・振動・悪臭に関する苦情申立てにより，発生源である事業所に立入調査を実施し（37件），法令遵守について指導した。	環境保全課
69. 公害防止協定の締結（再掲）	騒音・振動・悪臭の防止について，事業者が公害防止協定を適切に履行するよう指導した。	環境保全課

■ 身近な公害の防止

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
70. 近隣騒音・悪臭の防止対策の推進	生活騒音等の相談について，発生源者に配慮をお願いする等の対応を実施した。	環境保全課

(5) 有害な化学物質等への対応

■ 有害化学物質の発生抑制

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
71. 有害化学物質の監視	有害大気汚染物質モニタリング及びダイオキシン類調査を実施し，大気中の有害化学物質等の状況把握に努めた。	環境保全課
	建設リサイクル法届出書を受理し，アスベストの有無を確認し，有の場合は，適正な処理を促した。	建築指導課

■ 放射性物質への対応

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
72. 原子力災害への対策	<p>原子力の安全対策について、原子力所在地域首長懇談会等により周辺自治体と情報共有を行った。</p> <p>原子力に関する知識の普及・啓発について、「原子力広報紙いばらき」を市民センターに配布し、原子力に関する正しい知識の普及・啓発を推進した。</p> <p>試験研究炉施設に係る避難計画について、令和3年5月に計画を策定し、市ホームページ等により周知を行った。</p> <p>広域避難計画について、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、広域避難計画の策定にあたり、避難所における感染症対策（広域避難計画の一人当たりの避難面積の見直し、広域避難先等）に伴う変更について、県や国、避難元自治体と協議を行った。</p>	防災・危機管理課
73. 空間放射線量等の監視	<p>環境保全に向けた放射線量の監視及び市民の不安払しょくを目的として、震災後から令和3年度までは、年間600箇所を超える地点で空間放射線量の測定を行うとともに、市民からの要望により個人宅等の測定を個別に実施してきた。</p> <p>近年は、継続して実施してきたこれらの取組の効果により、市民からの問い合わせや個別の測定依頼も殆どなくなってきたことに加え（個別測定件数 R3-1件 R4-0件）、放射線量の測定値についても、震災前に近い水準まで減少し、今後大きく上昇する可能性も極めて低い状況にある。</p> <p>また、市内には常設の測定局が5局設置されており、これらの測定値に異常があれば速やかに知覚できる体制をとっているところである。</p> <p>そのため、昨年度より、規模を縮小して施策を実施しており、今年度は年1回各地区1か所での測定を行った。</p>	防災・危機管理課
	<p>第二最終処分場の空間放射線量等を測定監視し、測定結果を情報公開することにより、市民の不安軽減に努めた。</p>	清掃事務所
	<p>本市農林産物の放射性物質検査（336件）を実施することにより、安全性の確認とその周知を図ることができた。</p>	農政課

環境目標 6 快適な環境の保全・創出

1 指標の達成状況

環境指標	基準値	前年値	現況値	基準値からの増減	目標
	平成24年度	令和3年度	令和4年度		令和5年度
都市景観重点地区指定（総数）	1地区	2地区	2地区	1地区増	3地区
補助制度により整備された生垣の延長	9,913m	11,315.2m	11,386.8m	1,473.8m 増	14,000m
まちなみや景観などの整備に満足している市民の割合（市民アンケート）	26.3%		31.6%	5.3%opt 増	50%

※ 市民アンケートについては、令和4年度実施

2 主な施策実施状況

(1) 良好なまちなみの形成

■ 都市空間における緑の創出

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
74. 街路樹等の整備	道路の利用状況を考慮しながら、道路整備にあわせた街路樹等の整備を検討した。	建設計画課
75. 身近な緑の創出(再掲)	生垣の設置に対する補助を実施し、緑の創出を促進した。 また、保存樹等の指定及び奨励金の支給により、貴重な樹木や樹林の保全を図った。	公園緑地課

■ 魅力ある景観等の形成

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
76. 良好な景観の形成	大規模建築物等の届出等による景観誘導、風致地区における許可等による自然的景観の保全、屋外広告物の適正化、高度地区による高さ規制等を実施し、良好な景観形成を図った。	都市計画課
	建築協定の申請を受理し、内容の審査、認可を行った。所有者等からの申請はなかった。	建築指導課
77. 魅力ある道路景観の形成	周辺景観を考慮しながら、道路整備にあわせた無電柱化の必要性を検討した。	建設計画課
	市が整備する道路やサインについて、水戸市公共施設景観形成ガイドラインや水戸市サインマニュアル等に基づき助言を行った。 また、道路沿道において、建築物、屋外広告物等の規制誘導を行った。	都市計画課

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
78. 人と環境に配慮した施設の整備	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく特定公共的施設新築等工事届出を10件受理した。申請が必要な規模の工事は概ね申請されている。	福祉総務課
79. 都市景観重点地区の指定	主に「都市景観重点地区」を対象とした「水戸市都市景観形成補助金交付要項」に基づき、民間資本による景観形成の推進を図った。	都市計画課

(2) 歴史と文化の活用

■ 歴史的資源の保全と活用

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
80. 文化財等の適切な保護、保存、活用	令和3年度に、二の丸角櫓アプローチが完成し、平成26年度策定の「弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史まちづくり基本構想」に位置付けた整備がすべて完了した。 しかし、角櫓までの通路が長く歩きづらいとの意見が多数寄せられているため対応を検討する。	歴史文化財課
81. 世界遺産登録に向けた取組の推進	栃木県足利市、岡山県備前市、大分県日田市と共に、教育遺産世界遺産登録推進協議会を運営し、専門家会議を開催して、「近世日本の教育遺産群-世界文化遺産暫定一覧表記載資産候補提案書-」概要英訳版を刊行した。 また、令和5年2月7日に文化庁へ暫定一覧表の追加登録の要望書と概要英訳版を提出した。	歴史文化財課

(3) 清潔で、快適な暮らしの維持

■ 環境美化活動の推進

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
82. 身近なまちの美化	空き缶等ポイ捨て防止啓発看板、飼い犬のふん害等防止啓発看板及びチラシを無料配布するとともに、条例に基づく、巡回指導を行った。	環境保全課
83. 安心して快適なまちの維持	適正な管理がなされていない空家等・空地について、所有者等への行政指導を実施し、管理不全な空家等・空き地の改善を図った。所有者の管理意識の低下等により、相談件数が増加している。 また、放置自転車の撤去及び指導を実施することで、年々、放置自転車台数は減少している。	生活安全課
84. 地域による美化活動の支援	花壇コンクールを実施し、各地区の各種団体等の優れた花壇を表彰した。花壇コンクールを通して、地域に環境美化の意識が高まった。	市民生活課
	はなふる応援隊による、はなふる講座を開催した（3回）。 また、はなふるたうん事業補助金を5団体に交付した。	公園緑地課

環境目標 7 環境活動と環境教育の充実

1 指標の達成状況

環境指標	基準値	前年値	現況値	基準値からの増減	目標
	平成24年度	令和3年度	令和4年度		令和5年度
水戸市ホームページの環境情報のアクセス件数	約28,000件	— (※1)	31,035件 (※2)	—	40,000件
観察会・学習会などへの参加者数(年間)	1,200人	1,165人	2,008人	808人増	2,000人
環境フェアへの参加者数	6,000人	中止	150人	5,850人減	10,000人
環境に関する活動を行う市民団体の数	18団体	26団体	26団体	8団体増	30団体

※1 ホームページのリニューアル時期の関係上、算出できなかった。

※2 ホームページのリニューアルにより、平成24年度と同様の方法での算出はできなかった。参考値として、令和4年8月～令和5年7月の「地球温暖化」に係るホームページへのアクセス件数を掲載した。

2 主な施策実施状況

(1) 市民・事業者との協働による環境保全

■ 環境保全活動の啓発

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
85. 環境イベントによる意識の醸成	10月15日に水戸レイクビューホテルで水戸市環境フェア2022を開催した。環境活動の発表や著名人による講演会により、環境保全意識の高揚を図った。 また、9月3日に環境活動家の谷口たかひさ氏の講演会を総合教育研究所で開催した。	環境保全課
	ごみゼロの日キャンペーンを実施(啓発品の配布)するとともに、水戸市環境フェア等のイベントに出展し、ごみの減量及びリサイクル意識の醸成を図った。	ごみ減量課
	いばらき都市緑化フェスティバルを実施し、緑化の啓発を図った。来場者数は1,800人であった。	公園緑地課
86. 環境保全活動への参加の促進	いばらき県央地域連携中枢圏事業で「環境活動ガイドブック」を作成・配布し、行政、市民団体等が行っている環境保全活動や学習会等の情報を広く発信した。	環境保全課

■ 市民・事業者・行政の連携の推進

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
87. 協働による環境保全の推進	こみっとフェスティバル2023において、環境保全に取り組む市民活動団体の活動発表及び展示を行い、意見交換の機会を創出した。	市民生活課
	協働事業である千波湖環境学習会を実施し、事業者との連携を深めるとともに、参加者に対し環境意識の醸成を図った。	環境保全課

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
88. 事業者の環境配慮行動の促進	産業活性化コーディネーターと連携し、茨城県中小規模事業所省エネルギー診断や茨城県中小規模事業所省エネ対策設備導入補助金等を活用した環境配慮行動の促進を図った。	商工課

(2) 環境教育による地域づくり・人づくり

■ 環境情報の広報活動の充実

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
89. 環境情報の集約と発信	いばらき県央地域連携中枢圏事業で「環境活動ガイドブック」を作成・配布し、行政、市民団体等が行っている環境保全活動や学習会等の情報を広く発信した。 また、水戸の自然をまとめた「みとの自然ガイドBOOK」を有償頒布（292冊）するとともに、市ホームページで環境情報動画の発信をするなど、環境情報の集約と発信に努めた。	環境保全課

■ 環境教育の充実

主な取組	令和4年度事業実績等	担当課
90. 学校教育における環境教育の推進	環境副読本水戸の川の活用、地球温暖化対策度チェックの実施を通し、学校教育における環境教育の推進を図った。	環境保全課
	理科の学習や、水戸まごころタイムのESD（持続可能な開発のための教育）等の時間を通して、自然に触れる体験的な活動を取り入れた。こうした体験を通じて、自然環境を大切にし、その保全に寄与しようとする態度等を育成した。	教育研究課
91. 生涯学習における環境教育の推進	森林公園の豊かな自然環境を生かした自然体験（3回）や自然観察会（1回）を実施した	農政課
	みと好文カレッジ及び市民センターにおいて、環境に関する講座を開催（30回）し、環境教育を推進した。	生涯学習課
	博物館において自然観察会を実施した（5回）。自然観察会を実施することで、環境教育を推進することができた。	歴史文化財課
92. 環境教育や環境学習を推進する人材の確保と支援	環境保全団体等が開催する環境啓発事業等への支援を行うとともに、各団体等と連携を図りながら、環境教育や環境学習を推進する人材の確保に努めた。	環境保全課
93. 環境教育拠点整備の検討	清掃工場「えこみっと」と管理啓発棟内の環境ギャラリーにおいて、環境フェアや特定外来生物（オオキンケイギク）等のポスターを掲示するなど、環境教育の啓発を図った。	環境保全課